

「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」についての PARE 提出意見

原発政策の大転換をはかる「GX実現に向けた基本方針(2023,1,22 締切)」についてのパブリックコメントには3,303の意見が寄せられ、その多くが原発への反対意見だったと報道されています。

以下にPAREが提出した意見を掲載します。

再生可能エネルギー電力の最優先接続を図るべきである。

再エネを「主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大にとりくみ...」とあるが、現状は「出力抑制」が行われ、再エネ電力が無駄に捨てられている。温暖化防止、経済性、エネルギー安全保障の観点からも再エネ優先接続は欠かせない。

「2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率36~38%の確実な達成を目指すと第6次エネルギー基本計画の電源構成を前提にしているが、脱炭素社会の実現のためには、省エネと再生可能エネルギーとエネルギー源の転換しかなく、「2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率36~38%」はあまりに低い。「再生可能エネルギーの主力電源化」というなら、より高い再生可能エネルギーの導入目標が目指されるべきである。

再エネが地域発展に貢献する制度を設けるべきである。

「地域主導の再エネ導入をすすめる」とあるが、地域のエネルギーである自然エネルギーを大手企業が奪い取っているのが現実である。大企業が主導する大型開発は、地域住民の合意は当然であるが、一定部分に地域住民に出資の機会を与えることや地域活性化を

目的とした基金の創設など、地域発展に貢献する制度を設けるべきである。

「地域主導の再エネ導入をすすめる」ためには地域主体が再エネ導入をすすめる市民・地域共同発電所は欠かせない。地域主体がつくる市民・地域共同発電所を促進し、地域活性化を図る施策や支援をつくるべきである。

地域主体がつくる市民・地域共同発電所は50kW未満の太陽光発電が中心となっているが10~50kW未満に適用されている地域活用要件が設置を阻害している。地域活用要件は廃止すべきである。

接続制限と系統連系負担金はなくすべきである

中長期的な対策として全国大での系統整備は重要であり急ぐべき施策である。

一方、再エネが豊富にある地方の系統は脆弱であり、再エネの接続制限が行われ、さらに系統連系負担金は高額なものとなっている。地域主導の再エネ導入のためには地域主体の取り組みが欠かせないが、系統連系問題が促進を阻害している。再エネ導入の促進は国の重要な施策であり、そのために必要な地方の系統増強は国が責任を持って行うべきである。

原子力の活用について、運転期間は「原則 40 年、原子力規制委員会の認可で 1 回に限り最長 20 年の延長」を変更すべきではない。

「GX 実現に向けた基本方針」では「運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的に延長を認めることとする」としている。「一定の停止期間」について関係閣僚会議「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」では、東日本大震災後に法制度、行政命令等、裁判所の仮処分等によって運転停止した期間を含まないとしている。

「原則 40 年、最長 60 年」のルールは、福島原発事故を教訓として、2012 年に原子炉等規制法(炉規法)を改正して定められた。今回の運転期間の延長は、規制委の審査や仮処分決定などで停止していた期間を除外し、60 年という上限規制をなくすものであり到底容認できない。

停止期間中も当然のごとく設備の劣化は進み、運転が長期間に及ぶほど事故のリスクは高まる。世界のなかでも 60 年を超えて運転している原発はない。最長でもスイスのベツナウ原発、インドのタラプール原発などの 53 年と言われている。

「着実な再稼働」ではなく原発を廃止すべき。また廃止決定した炉の次世代革新炉の建て替えは止めるべきである。

福島原発事故の大惨事を経験し、歴代政権は原発依存の低減を掲げてきた。GX 実現に向けた基本方針は、これまでの方針を大転換するものである。いまだに福島原発事故で故郷を追われ 3 万人以上の方が避難生活をしている。

原発推進政策は多額の税金を投入した核燃料サイクル計画がとん挫し、使用済み核燃料の保管は満杯に近づき、最終処分場の目途もたっていない。

避難計画は実行性が疑われるものになっている。

ロシアのウクライナ侵攻ではザポリージャ原発が攻撃を受け、安全保障の面でも原発の危険性が明らかになった。

原発の建て替えには 10 年以上の期間が必要であり、2030 年の温室効果ガス削減目標の手段とはならない。さらに、2030 年には発電コストで太陽光発電と陸上風力が原発を下回り、最も安価な電源となると経産省が試算している。

「次世代革新炉」は、何が「革新」なのかは明らかではない。あたかも安全であるかのような「言葉遊び」はやめるべきである。原発を新設すれば、さらに数十年にわたり原発を動かし、解決不能な核のごみを長期にわたって出し続けることになる。

将来世代に責任をもった施策とは言い難い。

「GX 実現に向けた基本方針」は 2 月 10 日に閣議決定された。「基本方針」に基づき、政府は GX 推進法^{*1}と GX 脱炭素電源法案^{*2}を 2 月 28 日に閣議決定し国会に提出した。

GX 脱炭素電源法案は、①電気事業法、②再エネ特措法^{*3}、③原子力基本法、④炉規法^{*4}、⑤再処理法^{*5}の 5 つを束ねた「束ね法案」です。

この法案は原子力政策の大転換となる法律案であり、個々の法律案に時間をかけ審議すべきですが、「束ね法案」は一つの法律として審議、採決されます。する賢い、民主主義に反する重大な手続き違反と問わざるを得ません。

^{*1} GX 推進法: 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

^{*2} GX 脱炭素電源法案: 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

^{*3} 再エネ特措法: 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

^{*4} 炉規法: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

^{*5} 再処理法: 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律

(PARE 事務局次長 中庄村和)